

京都大学名誉教授称号授与規程

[昭和 25 年 9 月 15 日達示第 13 号制定]

第 1 条 本学は、次の各号の一に掲げる者に京都大学名誉教授の称号を授ける。

- (1) 本学教授として 7 年以上勤務した者で教育上又は学術上功績のあつたもの
- (2) 学術上特に功績の顕著であつた教授で特別の選考を経た者
- (3) 総長として功労の顕著であつた者

2 本学教授の勤務年数が 5 年以上で国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成 16 年達示第 70 号。以下「教職員就業規則」という。）第 19 条第 2 号又は第 4 号により退職した者は、前項第 1 号の年数に達しなくても選考することができる。

第 2 条 前条第 1 号又は第 2 号の該当者に名誉教授の称号を授けようとするときは、当該部局長は、教授会又はこれに代わるべき会議でその構成員の 3 分の 2 以上の同意を得て、総長に内申しなければならない。

2 総長は、前項の内申があつたときは、教育研究評議会の 3 分の 2 以上の同意を得て、名誉教授の称号授与の手續をとる。

第 3 条 前任総長に対しては、評議員の 3 分の 1 以上の申出により総長は教育研究評議会の 3 分の 2 以上の同意を得て、名誉教授の称号授与の手續をとる。

第 4 条 総長は、名誉教授の称号を授与された者が、その在職中又は退職後に教職員就業規則第 48 条の 2 の規定による懲戒の事由に相当する行為をしたことが判明したときは、教育研究評議会の 3 分の 2 以上の同意を得て、名誉教授の称号を取り消すことができる。

附 則

1 この規程は、昭和 25 年 9 月 12 日から施行し、昭和 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 京都大学名誉教授推薦内規(大正 10 年 2 月 3 日評議会決定)は、廃止する。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則(平成 8 年達示第 66 号)

1 この規程は、平成 8 年 12 月 17 日から施行する。

2 改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、本学に包括した旧制諸学校の勤務年数の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年達示第 37 号)

この規程は、平成 14 年 11 月 5 日から施行し、同日以降に退職する者について適用する。ただし、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年達示第 116 号)

この規程は、平成 16 年 5 月 31 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年達示第 21 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年達示第 23 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。